

# 公的研究費の不正使用防止計画

一般財団法人日本きのこセンター

平成 28 年 2 月 1 日

## 1. 目的

一般財団法人日本きのこセンターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程に基づき、一般財団法人日本きのこセンター（以下「本財団」という。）における公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費の不正使用を防止することを目的として策定し実施する。

## 2. 不正防止等規則の具体的内容

### 本財団内の責任体系の明確化

#### ①総括責任者

- ・理事長
- ・全体を統括する権限と責任を負う。
- ・部局責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるように適正にリーダーシップを発揮し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じなければならない。

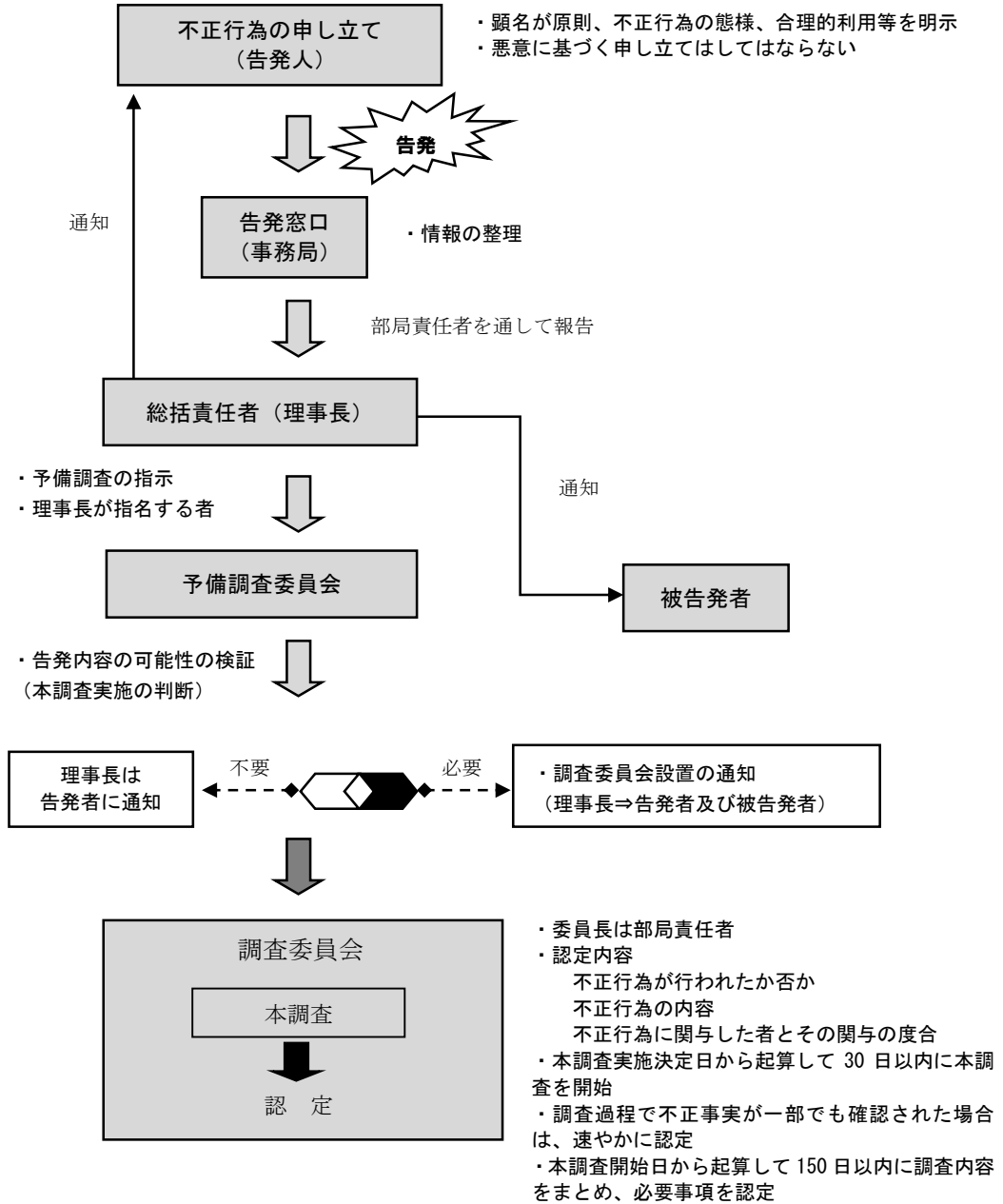
#### ②部局責任者（統括管理責任者）

- ・菌蕈研究所長
- ・総括責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、菌蕈研究所（以下「研究所」という。）全体を統括する実質的な権限と責任をもつ。
- ・研究所の具体的状況を確認し、総括責任者に報告しなければならない。

#### ③研究倫理教育責任者（管理責任者）

- ・菌蕈研究所 副所長または所長付部長
- ・研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限をもつ。
- ・研究者等に対して研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。
- ・すべての公的研究費の運営・管理状況を把握し、適切な執行に努めるため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - 一 研究所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統部局責任者に報告すること。
  - 二 研究者等に対し、研究者倫理教育を実施し、受講状況や理解度を管理監督すること。
  - 三 研究者等が適切に公的研究費の管理・施行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて構成員に対し改善を指導すること。

## 一般財団法人日本きのこセンターにおける 研究活動の不正行為に関する取扱



**関係者は、不正行為の調査に関して、秘密保持の徹底を行うこと**

## 一般財団法人日本きのこセンターにおける研究費等の運営・管理体制

